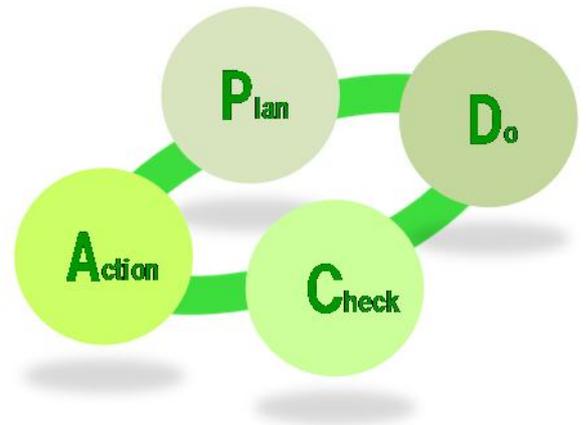


## 第6章

# 計画の推進方策

本計画を着実に推進していくためには、中長期的な視点から推進体制を整備し、計画的に進行管理を行っていくことが重要です。



### 6-1 進行管理と推進体制

#### (1) PDCAサイクル

本計画に基づき具体的な再配置事業を推進するにあたっては、PDCAサイクルに従って庁内や外部組織等による進捗状況や再配置効果の検証、改善策の検討などを踏まえ、検討を行います。本計画についても、総合計画や事業実施計画の見直し等とあわせて、必要に応じて見直しを行います。

#### (2) 施設情報の一元管理

現在、公共施設の基本的な情報に関しては、「公共施設白書」として情報の一元化および見える化を図り、ホームページ等での公開により、情報発信しています。

また、総務省より地方公会計に係る固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示され、本市においても平成27年度に固定資産台帳を整備し、平成29年度に平成28年度決算に基づく統一的な基準による財務書類の作成を予定しています。

今後、固定資産台帳の整備・更新と連動して公共施設白書を定期的に更新し、最新の施設情報をもとに個別施設の再配置事業の検討を進めていきます。

#### (3) 中長期保全計画に基づく投資的予算の編成方針

##### ① 中長期保全計画

次世代に引き継いでいく施設については、総合管理計画の基本方針および本計画における基本的な考え方の一つである「施設の長寿命化」を図り、長期にわたって施設を使用していく方針を掲げています。長寿命化等を検討する上では、施設の構造や設備等の諸元、修繕や点検履歴、劣化状況等の建築情報をもとに、中長期にわたる建物や設備等の修繕サイクルおよび工事費の概算等について時系列で整理した「中長期保全計画」が必要となります。当該計画に基づき、予防保全の観点からの維持管理および財政負担の軽減および平準化について検討した上で、毎年の予算編成に反映することとします。



を設定し、健全な財政運営実現のための取り組みを推進することとしています。

このうち、再配置基本計画の推進に係る投資的経費については、毎年度、建物のハード面からは前述した中長期保全計画に基づき効率的・効果的な投資時期を判断するとともに、ソフト面からは、事業実施5か年計画に基づく事務事業のローリング等を踏まえた上で、長期にわたって施設を使用するための長寿命化あるいは建替え等を行う必要があるかどうか総合的に評価し、本計画の推進に基づく投資的経費として位置付けることとします。

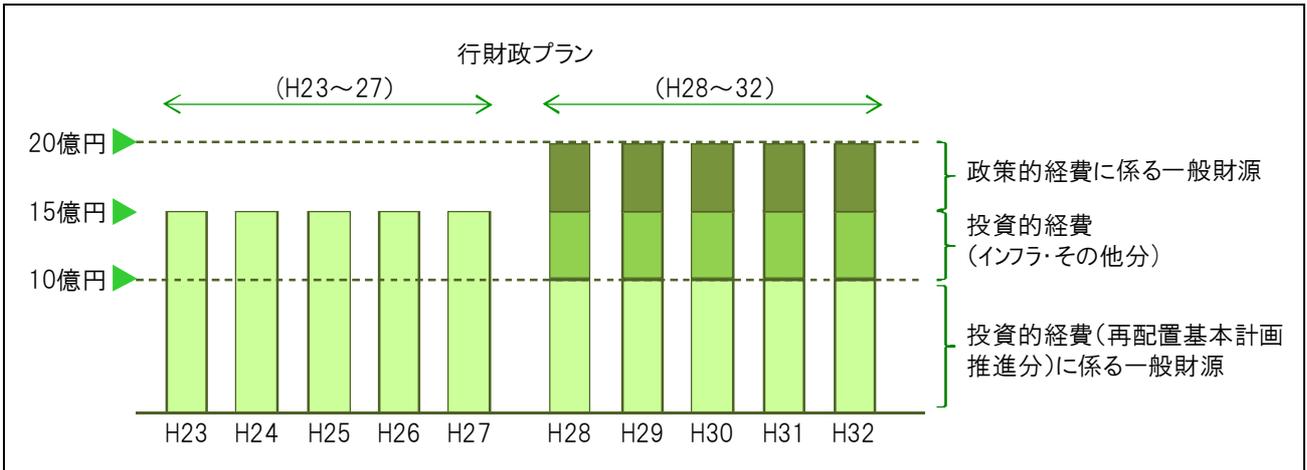


図 6-3 行財政プランにおける政策的・投資的経費の編成方針

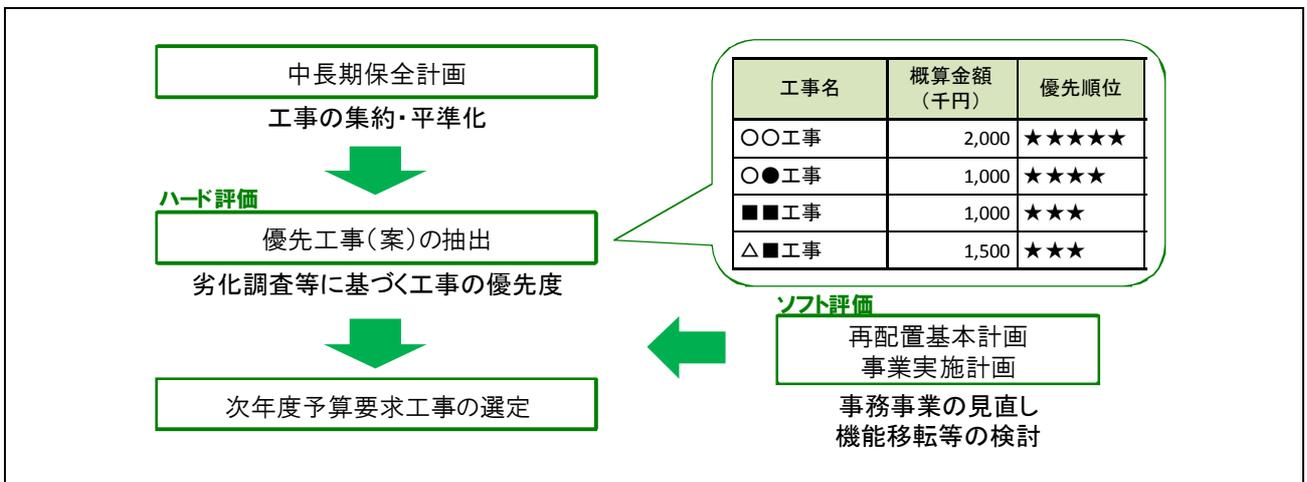


図 6-4 投資的経費に係る予算検討の流れ (イメージ)

#### (4) 再配置事業検討に係る庁内体制と意思決定

施設の機能移転や複合化の検討においては、対象となる施設が複数かつ異なる施設分類や施設所管課にまたがるのが想定されます。今後、これら個別施設の再配置を具体的に検討する際には、総合管理計画および再配置基本計画の策定および進捗管理を所管する総合政策部において、施設間の調整を行いながら、複合化等に関する再配置の基本的な方針(案)を検討していきます。また、再配置後の新たな施設を主として所管する部署を決定し、その所管部において、施設供用後の運用等に関する基本計画の策定やその後の設計、工事、設置管理条例改正等の事務を行うこととします。

これら検討の各段階における庁内の合意形成および意思決定については、関連施設を所管する課長級による協議の場を設置し、機能移転や複合化、大規模改修等の計画立案に向けた課題の抽出や対応策、市民ニーズや事業効果（ソフト、ハード）、スケジュール等について把握・整理した上で基本方針（案）としてとりまとめ、庁内の合意形成を図ります。また、実施段階においては施設利用者や利用者以外の市民の方々についても合意形成を図ることに努め、可能な限り市民ニーズを反映した事業計画を立案していくこととします。

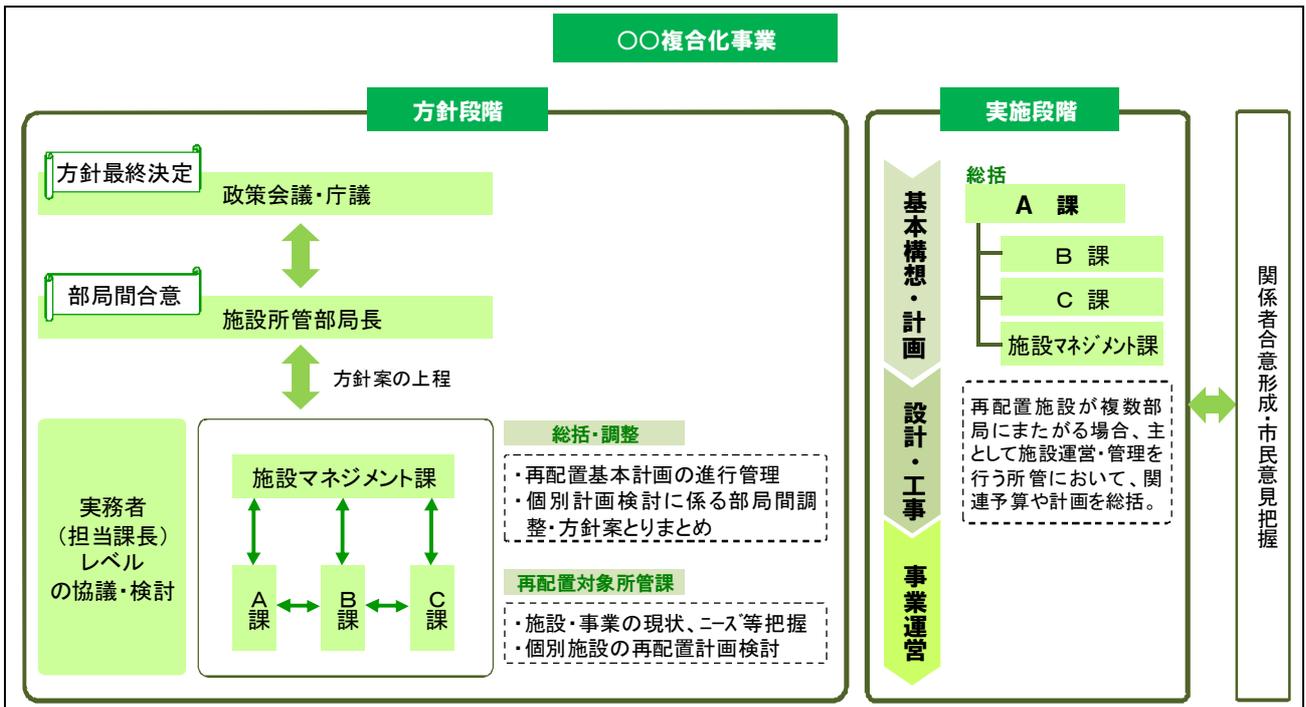


図 6-5 再配置事業の立案・実施体制（イメージ）

## 6-2 広域連携

大規模なホールを有する文化施設や美術館等の展覧施設、体育館等のスポーツ・レクリエーション施設は、本市市民のみならず、近隣市町等の住民も含め、広域的に利用される施設です。また、大規模地震や豪雨等の災害時には、公共施設は避難所としてその役割を担いますが、各自治体の被災状況によっては、市境付近に避難所指定される公共施設を相互に利用することも想定されます。広域連携による公共施設の設置・維持管理・運営等の方法は、一部事務組合による施設の設置・運営や、既存の文化・スポーツ施設等の相互利用と利用料金格差の撤廃などさまざまな方法が考えられます。

阪神地域は各市町面積的にも比較的コンパクトであり、また鉄道・バス等の公共交通機関も発達している地域特性を有しています。また、文化やスポーツ活動に係る市民ニーズは市町によって遍在するものではなく、共通に存在するものであることから、これまでの各市町がそれぞれ単独で施設を設置・運営するというこれまでの考え方ではなく、利用範囲が広域圏にわたる施設については、共同設置・運営、相互利用等の連携について、検討を行います。

### 6-3 エリアマネジメント（国公有財産の最適利用）

エリアマネジメントとは、「国、地方公共団体、その他関係機関が相互に連携・情報共有し、地域における庁舎などの公的施設の最適利用や地域の様々な課題解決に向けての調整を進めていき、公的施設等の集約・最適化（マッチング）を行うことなどにより、まちづくりの推進を支援していくもの」です。

これまで、国および地方自治体においては、それぞれが所有する財産の活用等については基本的にはそれぞれの機関で計画を立案し、活用が図られています。人口減少や施設の耐震化・更新、持続可能な財政運営への対応が双方において求められている現状において、国と地方公共団体が連携して、公的施設の効率的な再編および最適化を図ることにより、たとえば、合築による建設費等の財政負担軽減や、施設の余剰スペースの有効活用等による管理費の軽減、ワンストップサービスの提供による市民の利便性の向上など、連携による効果の発現が期待されています。

本市においても、市役所周辺を中心に、国税や法務、労働関連行政の庁舎など、連携可能な国有あるいは県有財産が存在しており、本計画に基づき個別の施設について再配置の検討を行う際には、連携や活用の可能性について検討します。

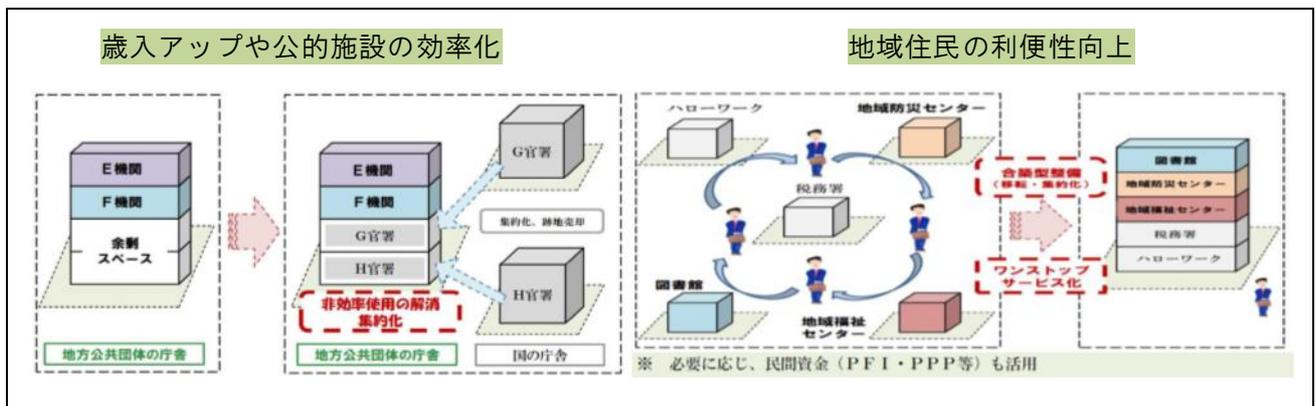


図 6-6 国有財産の最適利用のイメージ  
出典) 財務省資料